

奈良県立医科大学附属病院医事業務について、公募型プロポーザル方式により業務受託者の選考を行うので、次のとおり公告する。

令和2年9月2日

公立大学法人奈良県立医科大学  
理事長 細井 裕司

## 1 公募型プロポーザル公告に付する事項

### (1) 業務名

奈良県立医科大学附属病院医事業務

### (2) 業務場所

奈良県橿原市四条町840番地

奈良県立医科大学附属病院

### (3) 業務内容

#### 1. 料金業務

① 料金計算業務

② 料金収納業務

#### 2. 受付業務

① 各科外来受付業務

② 中央部門等受付業務

③ 入退院受付業務

④ 初再診受付業務

#### 3. 時間外業務

4. 外来診療報酬明細書作成等業務

5. 時間内メッセージ及び紙カルテ管理等業務（廃棄カルテの抽出・廃棄含む）

6. 介護保険・障害者総合支援・生活保護等の業務

7. 患者案内業務

8. 診療情報管理業務

9. その他業務

詳細は仕様書による。

### (4) 委託上限額

月額 50,600,000円（消費税、地方消費税相当額を含まない）

### (5) 委託期間

令和3年1月1日から令和5年9月30日まで（ただし、随時軽微な仕様変更あり）

### (6) 提案方法

単独提案によるものとする。

## 2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 奈良県内又は近隣府県（奈良県立医科大学附属病院から概ね1時間程度の範囲）に事務所を置く法人であること。
- (2) 過去2年間に400床以上の病院と医事業務委託契約（医事業務全般の委託又は診療報酬請求業務を含む契約に限る。）実績があること。
- (3) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (4) 仕様書の内容を単独で行うことのできる法人であること。
- (5) 次に該当する法人であること。
  1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない法人
  2. 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない法人
  3. 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て中又は再生手続中でない法人
  4. 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による会社更生手続開始の申し立て中又は更生手続中でない法人
  5. 奈良県税、又は、奈良県内に事業所を有しない法人にあっては、本店の所在する都道府県の都道府県税を滞納していない法人
  6. 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいる法人でないこと。
  7. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
  8. 役員等が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人でないこと。
  9. 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与している法人でないこと。
  10. 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している法人でないこと。
  11. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している法人でないこと。
  12. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人でないこと。

## 3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないと発注者が判断したとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、そ

の補正に応じないとき。

- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったと発注者が判断したとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

#### 4 手続き等

- (1) 募集要項・仕様書等の公表

令和2年9月2日(水)から令和2年9月11日(金)まで

(公立大学法人奈良県立医科大学ホームページに掲載又は医療サービス課で配布。)

ただし、医療サービス課における配布は平日9:00～17:00まで

- (2) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒634-8522 奈良県橿原市四条町840番地

奈良県立医科大学附属病院病院経営部医療サービス課

(奈良県立医科大学附属病院 2F) 医事総務係 担当者 藤田

電話: 0744-22-3051 (内線3253)

- (3) 参加申込及び提案書類等の提出

##### 1. 参加申込書受付

- ① 期間 (持参) 令和2年9月2日(水)から令和2年9月11日(金)

9:00～17:00まで

(郵送) 令和2年9月2日(水)から令和2年9月11日(金)

17:00到着分まで

- ② 提出物

- ・様式第1号 参加申込書 1部
- ・様式第2号 医事業務受託実績
- ・商業登記簿謄本
- ・納税証明書(奈良県税、又は、奈良県内に事業所を有さない法人にあっては、本店の所在する都道府県の都道府県税)
- ・会社案内書、概要書等
- ・直近過去2年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

##### 2. 参加資格確認結果通知書の発送

令和2年9月16日(水)

##### 3. 業務委託提案書に関する質問の受付期間

期間 令和2年9月16日(水)から令和2年9月23日(水)17:00まで

##### 4. 業務提案書に関する質問の回答

令和2年9月30日(水)

##### 5. 業務委託提案書提出

- ① 期限 (持参) 令和2年10月8日(木)17:00まで

(郵送) 令和2年10月8日(木)17:00到着分まで

- ② 提出物

- ・様式第3号 業務提案書(表紙)

- ・様式第4号 業務体制
- ・様式第5号 個別提案事項
- ・様式第6号 委託料見積書（委託上限額を上回る見積額は不可）

8. プレゼンテーションの実施

令和2年10月15日(木)予定

奈良県橿原市四条町840番地 奈良県立医科大学内

詳細は後日通知

9. 委託業務提案書の特定

令和2年10月中旬

(4) 受託者の選定及び契約

提出書類及びプレゼンテーションでの説明内容について、奈良県立医科大学附属病院が定めた評価基準により、総合評価を行いません。評価点数の最も高い事業者を契約交渉相手事業者として選定し、契約内容について交渉したうえで契約を締結します。交渉が不成立となった場合、交渉相手方は次点事業者に移ります。

ただし、各審査者の平均点が一定の基準に満たない場合は交渉相手方として選定されません。

(5) その他

1. 本業務の提案への参加に係る費用は応募者の負担とします。
2. 提出された書類は返却しません。